

國學院大學學術情報リポジトリ

17世紀後半における用水隧道の建設とその背景：
仙台藩領における真打堰の事例を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 稲松, 朋子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001535

17世紀後半における用水隧道の建設とその背景 —仙台藩領における真打堰の事例を中心に—

稲 松 朋 子

論文要旨

宮城県から岩手県南部にかけての北上川右岸には、^{ようすいずいどう}用水隧道が多数存在している。延宝元年（1673）の開削伝承をもつ^{まうちぜき}真打堰も隧道を伴う水路であり、現在もなお、山谷地区（一関市巖美町）の灌漑に使用されている。しかし、同堰の開削の背景等についてはこれまで十分に明らかにされてこなかった。本稿では絵図および検地帳等を用いながら次の点を明らかにした。

- 1、現在の真打堰と、近代初頭の作成と思われる絵図に描かれた真打堰とでは構造が大きく異なり、現在の構造がそのまま開削当初に遡るものではない。
- 2、山谷地区の^{しんでんかいはいつ}新田開発のピークは寛永検地以後寛文元年（1661）までであり、真打堰の開削も同時期に行われた可能性が高い。
- 3、山谷地区を含む五串村は、近世初期には^{もにわすおう}茂庭周防の知行地であり、山谷地区の新田開発ならびに真打堰の開削には^{かちゅう}茂庭氏の^{あしがる}家中・足輕の関与があったと考えられる。

キーワード：^{ようすいずいどう}用水隧道 ^{まうちぜき}真打堰 ^{しんでんかいはいつ}新田開発 ^{もにわすおう}茂庭周防 ^{かちゅう}家中・^{あしがる}足輕

はじめに

前近代に開削された農業用水は、現在もなお地域の基幹用水として使用されているものが少なくない。歴史的農業用水は、地域の歴史や文化を伝えるものとして、近年では文化財、農業遺産の面からも注目されている⁽¹⁾。前近代に開削された用水隧道に関する研究では、開削技術等が注目され、鉱山技術によるものとの見方が多数を占める⁽²⁾。宮城県から岩手県南部にかけての旧仙台藩領では、用水隧道が多数存在し、高倉淳氏により詳細な報告がなされている⁽³⁾。高倉氏は、用水隧道の分布が北上川右岸に集中し、この要因として岩質の違いが考えられること、開削時期を史料から明らかにできる例は限られるが、仙台藩の新田開発時期を考慮すると近世初期に推定できること等を指摘されている。仙台藩の新田開発は、初代藩主政宗から4代藩主綱村の元禄頃までに開発が進展したとされる⁽⁴⁾。

「陸奥国郡村石高並常陸国近江国等」をもとにした分析では、『宮城県史』では寛永検地以後寛文4年（1664）までを⁽⁵⁾、『仙台藩農政の研究』⁽⁶⁾および檜山和民氏⁽⁷⁾は寛永検地以後貞享元年（1684）までをそれぞれ開発の画期としている。開削主体について、近世初期には給人による野谷地開発が中心であり、寛文期からは藩による開発も開始されるといわれている。

高倉氏も指摘されているように、用水隧道の開削時期を特定できるものは僅かであり、本稿で取り上げる真打堰も例外でない。同堰は近世初期の開削伝承をもち、現在も地域で使用される歴史的農業用水として貴重な価値を有するが、開削の背景等についてこれまで十分な検討はなされてこなかった。本稿では絵図と検地帳等の分析を通じて、同堰の開削時期やその背景に言及していく。

1、「真打堰絵図」と「書上」にみる真打堰

真打堰は、真打川を水源とし、山谷地区（一関市巖美町）で灌漑に供される用水である（図1）。真打川からの取水後、現在は1～3号の3つの隧道区間を経て山谷川に合流し、山谷川に設けられた複数の揚場から取水されている。同堰の開削年については、延宝元年（1673）7月7日起工、同年11月24日完成との説もあるが⁽⁸⁾、出典は明らかでなく、伝承の域を出ない。山谷地区は、近世には五串村の端郷山谷に属する。五串村は、近世初期の伊達宗勝一関藩成立時には同藩に属したが、それ以外は近世を通じて仙台藩領であった。

往時の真打堰の様子を伝える史料は管見の限り僅かであるが、絵図資料で唯一「陸中国磐井郡五串村内山谷用水真打穴堰全図」（図2）（以下、「真打堰絵図」）⁽⁹⁾がある。同図には年代記載がないものの、絵図の作成年代や、描かれた水路の景観年代について表題から推測すると、「陸中国」が明治元年（1868）から用いられる名称であり⁽¹⁰⁾、「磐井郡」が東西に分かれるのが明治11年（1878）11月であることから⁽¹¹⁾、明治元年～11年頃のもの判断できる。描写内容をみると、「色解」と記載された箇所には、「川井堰ノ色」「当営繕ヶ所」「磐石色」「俗字印」「秣場印」の5つの凡例が示されている。開渠区間の背後が「磐石色」で彩色されている箇所が多く、岩場を隧道と開渠を交互に用いることで通水させている様子が窺える。真打堰の周辺は全て秣場である。

「真打堰絵図」の年代に近い時期に、表1に示した4点の普請関連史料がある。史料3から、この普請は明治8年（1875）の冬に真打堰の穴堰が破損し、新規に掘直しを行ったものとわかる。史料1、2、4もこの普請に関わる史料とみてよいだろう。史料3に普請ヶ所に関わる内容として「上口 一 穴堰壺ヶ所 此間数四拾四間式歩八里 但シ壺番穴ノ引

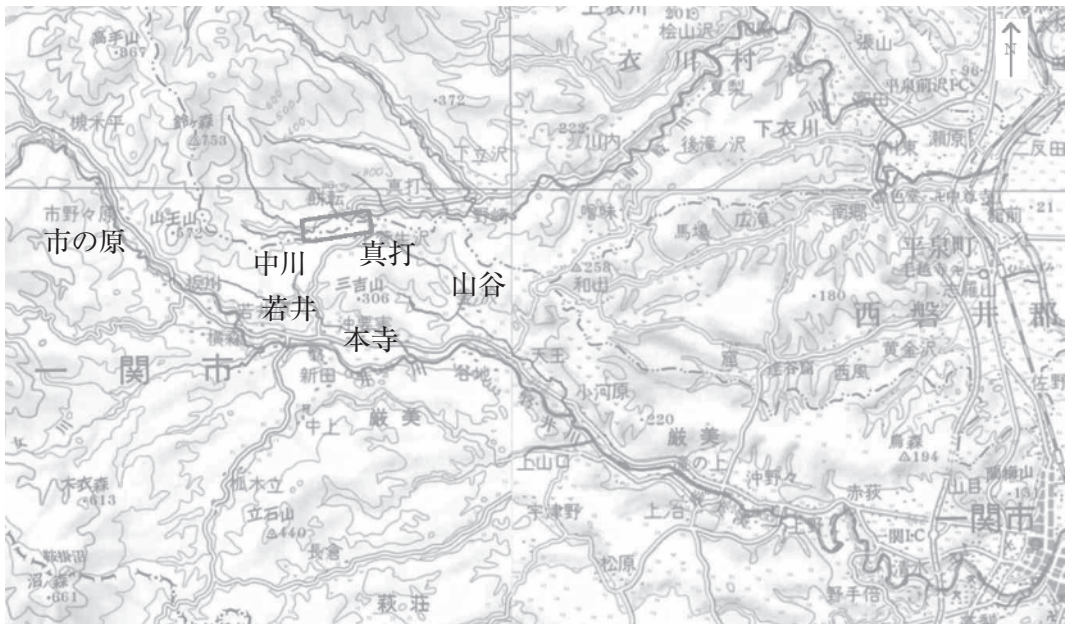


図1 対象地域

ベースマップは国土地理院発行20万分1地勢図「一関」(平成3年発行)、「新庄」(平成4年発行)を使用。
河川のラインは基盤地図情報(国土地理院)をもとに作成。

注) 四角の太線箇所は、図3の図面の範囲。

表1 真打堰普請関連史料

	年代	表題
史料1	明治8亥年旧12月7日より 同9年3月27日迄ニ落成	陸中国磐井郡山谷用水(割注)「真打穴堰堀方人足」調帳〔90〕
史料2	明治9年7月	岩手県下乙第八大区五小区山谷用水真打穴堰新規堀方御人足割 本帳 (作成：陸中国磐井郡山谷本寺 総代所) 〔120〕 * 史料冒頭に「穴堰方御人足割分左之通り」とあり。
史料3	明治9子年 6月31日調	山谷用水真字津(割注)「新穴堰堀方」割本帳〔121〕 * 史料冒頭に「明治八年冬山谷用水真字津堰之内穴堰破損ニ付新規穴 堰堀直シ間数并ニ人足諸入料貫懸り書調割本左ニ」とあり。
史料4	丙子1月	明治九年春山谷本寺用水真字津之内新規穴堰堀方御人足并御入 料其他所々急破□□御人足割本帳〔214〕

厳美町山谷 佐藤達家文書をもとに作成。

注) 〔 〕内の数字は文書番号。佐藤達家文書の文書番号は註(13)参照。
判読できない文字は□とした。

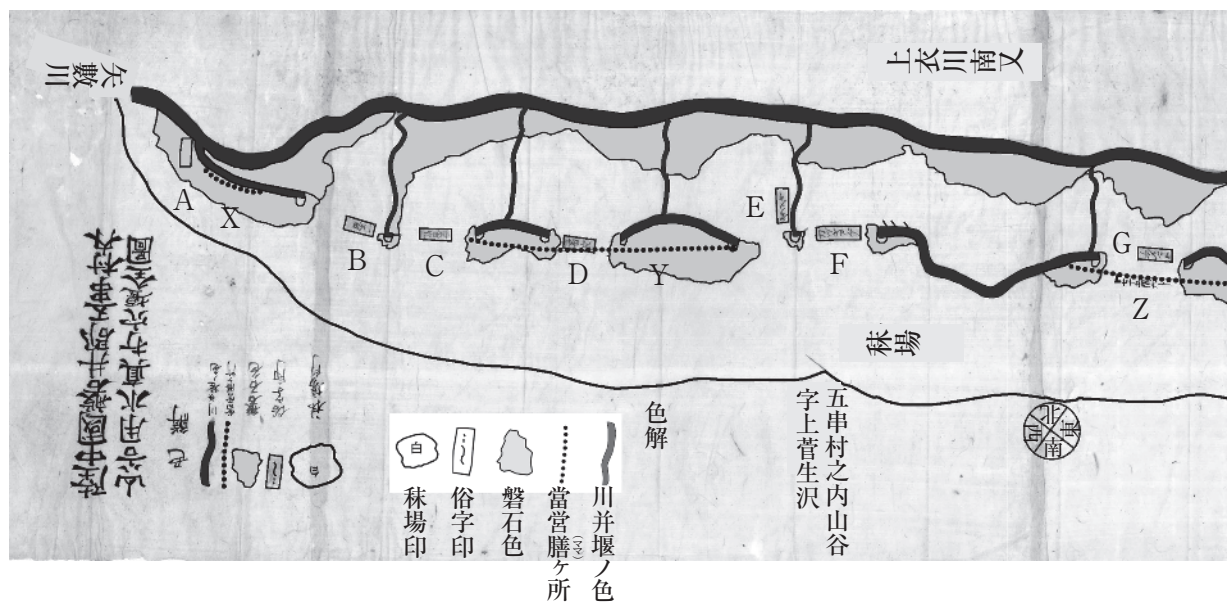


図2 「真打堰絵図」トレース図

絵図写真をベースに図化・トレース。北が上になるように配置。

注)「色解」は読める向きに表記し直した。

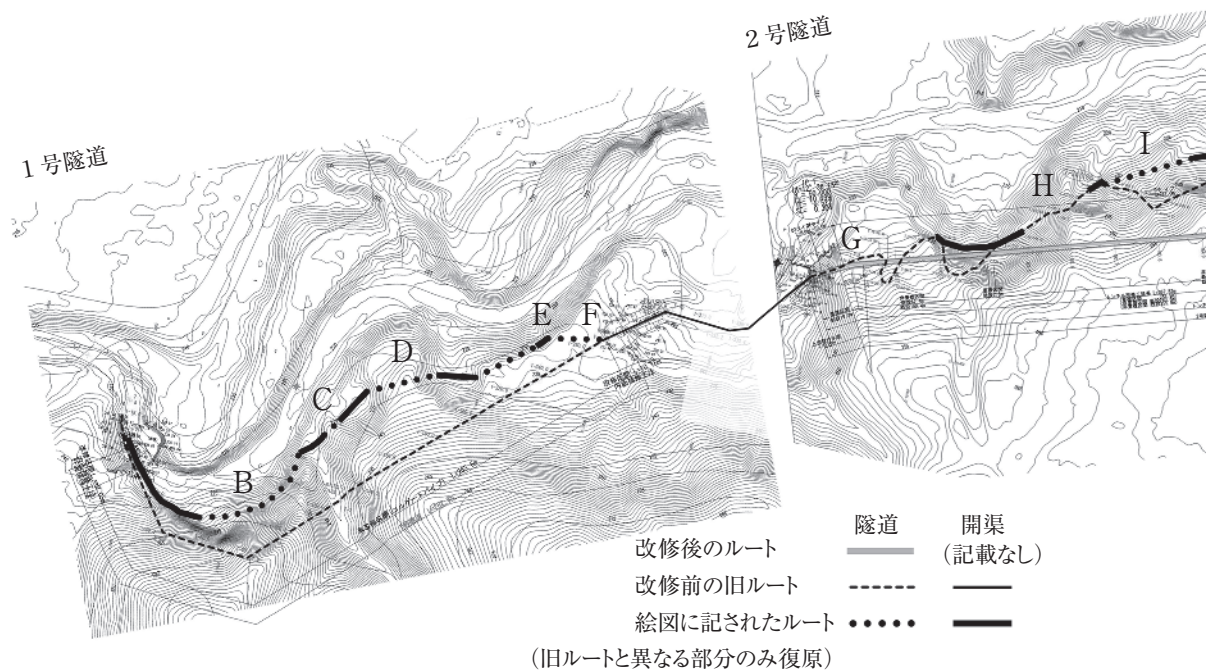
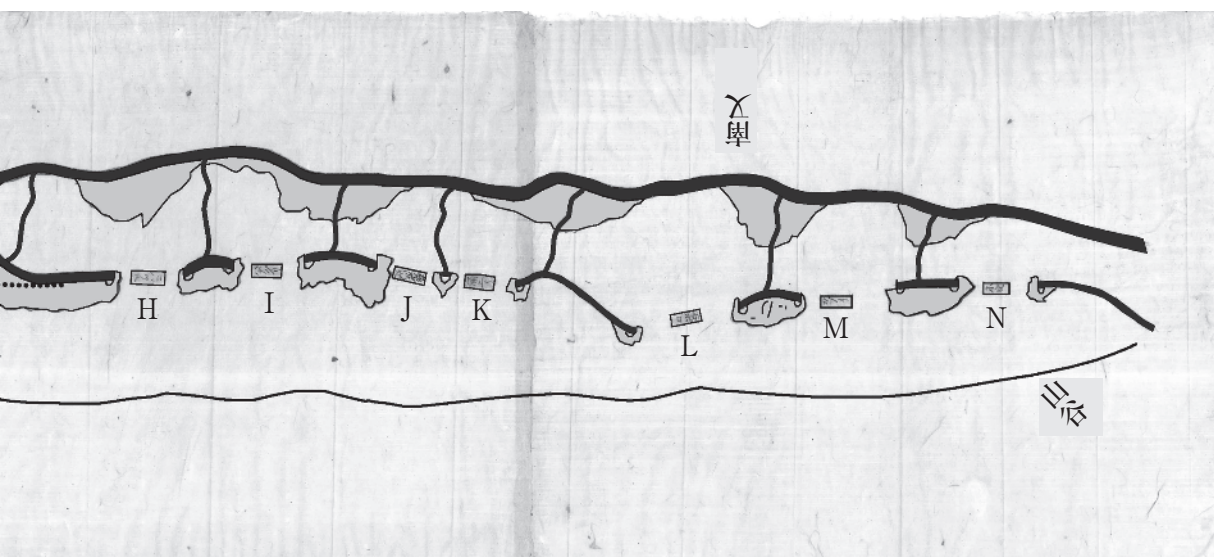


図3 真打堰水路図

ベースマップは株式会社平野組提供の図面（縮尺500分1）を使用。図面は一部改変した。



A: 入口 B: 一番 C: 二番穴 D: 三番穴 E: タラメキ F: カヅギアゲ G: ヨシダヂ
 H: ヒバツル I: ハナグリ J: 左治右門穴 K: 涌上り L: 石ボロ M: カブリ N: 末穴
 X: 十五間 Y: 七十三間五歩 Z: 七十五間六歩

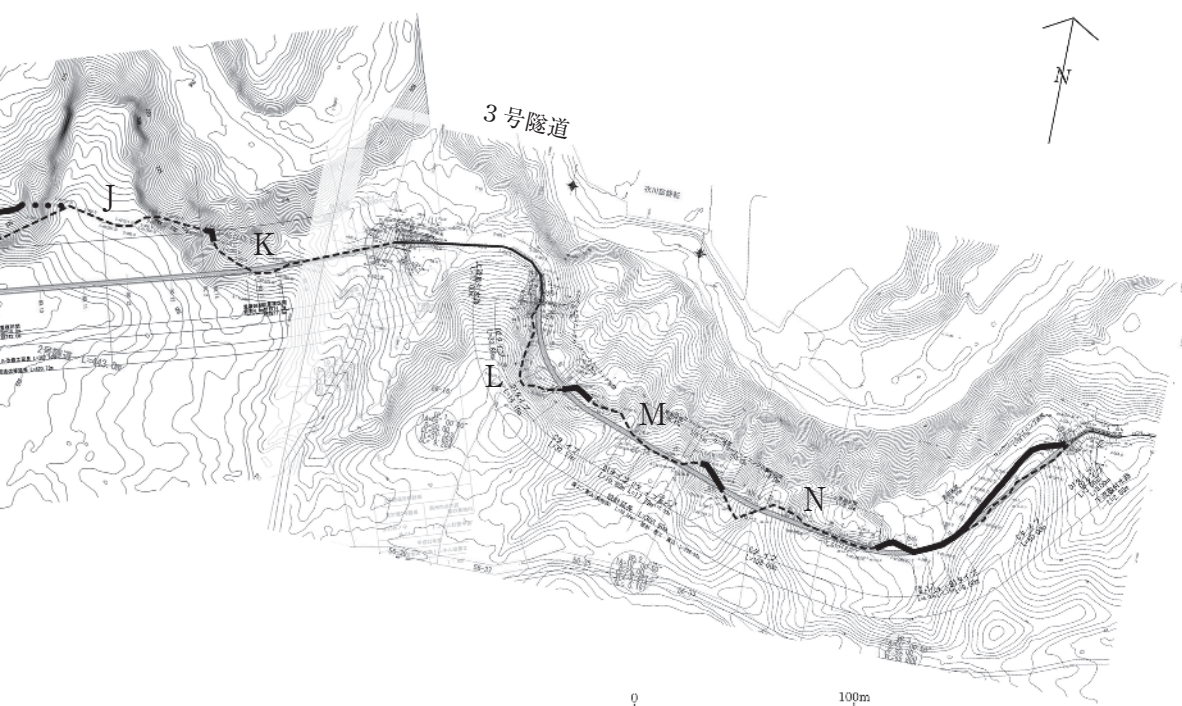


表2 「真打堰絵図」「書上」対照表

区間	堰・堤名	数	間数	幅	長	普請内容	人足
A	真うつ堰 ^メ 切	1	4間半	^メ 切幅4間半	-	柴口切、 ^メ 切方共	10人
A～B	同 ^メ 切より穴山入口迄江堰	1	-	3尺	8間	岩落取払、水口留口切共	2人
B～C	同穴山堰一番摺出平堰	1	-	3尺～4尺迄	8間	岩落取払、水口築立、柴口伐共ニ	25人
C～D	同式番摺出シ平堰	1	-	3尺～4尺迄	10間	岩落取払、水口築立、柴口伐共ニ	30人
D～E	同三番摺出シ平堰	1	-	3尺～4尺迄	10間	岩落取払、水口築立、柴口伐共ニ	35人
F～G	同芦立平堰	1	-	4尺～3尺迄	38間	穴山口岩落かつき揚、并江払共ニ	15人
G～H	同桧葉つる平堰	1	-	4尺～3尺迄	29間	岩落取仕廻江払共ニ	10人
H～I	佐次衛門穴平堰	1	-	4尺～3尺迄	6間	岩落取仕廻江払共ニ	6人
I～J	鼻くれ穴平堰	1	-	4尺～3尺迄	10間	岩落取仕廻江払共ニ	5人
K～L	涌場より石ほろぞ平堰	1	-	4尺～3尺迄	58間	岩落取仕廻江払共ニ	20人
L～M	石ほろ穴山引出シ平堰	1	-	4尺～3尺迄	5間	岩落取仕廻江払共ニ	3人
M～N	末穴平堰	1	-	5尺～4尺迄	11間	岩石落川下々所取払、水口口切方 運送共	80人
N～	右穴山引出より狼穴揚場迄 真うつ穴山堰内通り	1 -	- 1004間	5尺～4尺迄 -	128間 -	堰通刈払江払、水口4ヶ所口築立共 岩落取仕口方惣払	20人 620人

嘉永2年「西磐井五串村之内山谷本寺当春御普請ヶ所小積調書上 控」(敵美町山谷 佐藤達家文書37)をもとに作成。

注)「区間」のアルファベットは図2に対応。
判読できない文字は□とした。

出より三番穴之引込迄」と、「一 穴堰間数壱ヶ所此間八拾三間七歩五里 但シヨシタチよりヒハツル引込迄」の記述がみえる。この内容を「真打堰絵図」と照合すると、普請間数は一致しないものの、絵図に描かれた「当営膳^(ママ)ヶ所」3ヶ所の内、「二番穴」(C)から「三番穴」(D)付近にかけてと、「ヨシダヂ」(G)から「ヒバツル」(H)付近にかけてが、近似するようにみえる。「真打堰絵図」は表題に「全図」とあるが、当初から普請に用いる絵図として全体を描いたものか、あるいは別の目的で全体を描いた絵図を、後に再利用して「当営膳^(ママ)ヶ所」を加筆した可能性も考えられる⁽¹²⁾。いずれにしても、絵図がこの普請と何らかの関わりがあったであろうことを指摘しておきたい。

この他、近世の真打堰の様子が窺える史料に、嘉永2年(1849)「西磐井五串村之内山谷本寺当春御普請ヶ所小積調書上 控」⁽¹³⁾(以下、「書上」)がある。「書上」には、山谷と本寺の堰や堤などの詳細が記載されており、この中から「真打堰絵図」に描かれた範囲を抽出し、絵図との対照結果を一覧にしたものが表2である。表2で「真うつ堰^メ切」の後には「江堰」「平堰」が続き、これらは開渠区間を記載していると判断し、絵図との対照を行った。その結果、①開渠区間の数、②地名の記載順、③用水間数の3点で両者の記載内容に相違があった。①は、「書上」の開渠区間は12ヶ所で、絵図に描かれた開渠区間は、排水箇所と思われる3ヶ所も含めると14ヶ所となり、両者は一致しない。絵図の排水箇所は、「書上」の「江堰」「平堰」には該当しないのではないかと判断し、「タラメキ」(E)と、「左冶^(ママ)右門穴～涌上り」(J～K)の間にある排水箇所を除外した結果、「書上」と絵図の開渠

区間の数が一致した。絵図では「一番」(B)にも排水箇所が存在するが、これを開渠区間から除外すると、「書上」の「同穴山堰一番摺出平堰」に該当する箇所がなくなるため残した。②は、「佐次衛門」と「鼻くれ(ハナグリ)」の順番が、絵図と「書上」とで前後している。③は、「書上」に記された長さを実長と判断した際に、絵図の記載と一致しない点がある。「書上」では「メ切より穴山入口迄江堰」(A～B)が8間であるが、絵図でこの区間中の営繕ヶ所は「十五間」(X)とあり、実長は15間以上であったことになる。さらに「書上」で、「メ切より穴山入口迄江堰」(A～B)と、「穴山堰一番摺出シ平堰」(B～C)はいずれも長さが8間となっているが、絵図で両者の開渠区間の長さの違いは明らかである。他にも、「涌場より石ほろぞ平堰」(K～L)は58間であるが、38間の「芦立平堰」(F～G)や、29間の「桧葉つる」(G～H)と比較すると、後者の2つとの長さの違いはさほど明瞭でない。①～③の相違は、絵図が真打堰の全体を描いていると判断されるのに対し、「書上」は間数も含めて普請箇所のみを記したものである可能性が高く、両者の記載内容を単純に比較できないことに起因しているように思われる。③の間数は、絵図が実測図でないために起こり得る点だろうが、「メ切より穴山入口迄江堰」(A～B)と「穴山堰一番摺出シ平堰」(B～C)に関する相違は、「書上」が作成された嘉永2年から絵図作成までの間に普請等により改変があった可能性も否定できない。

「真打堰絵図」に描かれた水路を、真打堰改修前の旧ルートをもとに復原を試みたのが図3である。図3の等高線から、真打堰の取水地点の標高が230m、最後の隧道の出口が225mと読めることから、230mより低い場所が開渠区間になると判断した。また、「書上」に記された堰の間数を実長と仮定し、あわせて参照した⁽¹⁴⁾。絵図と改修前水路を比較すると、後者は隧道が3ヶ所、開渠が2ヶ所で、絵図とは隧道と開渠の数が一致しない。そこでまず、絵図で開渠の背後に磐石の彩色がないF～Gと、K～Lの2ヶ所について、前者を1号隧道と2号隧道の間、後者を2号隧道と3号隧道の間の開渠区間に比定した。いずれも他の区間に比べて水路の背後が急峻な地形ではなく、絵図の描写に合致する。次に、1号隧道(A～F)、2号隧道(G～K)、3号隧道(L以降)のそれぞれの区間で、絵図の隧道と開渠の数に合致するように復原を行った。その結果、1号隧道は旧ルートと絵図とでは構造が大きく異なるものとなった。2～3号隧道では両者のルートは概ね合致するが、G～Hの一部が絵図段階では開渠であり、3号隧道の流末(N以降)も、開渠の部分が絵図の段階では旧ルートよりも長かったようである。間数については、A～B間が復原では50m以上となり「書上」と一致しないが、他の地点は概ね「書上」に近い長さとなった。A～B地点は絵図と「書上」との対照でも整合せず、何らかの相違があるのだろう。

以上の分析を終えて疑問点として残るのは、「書上」の「右穴山引出より狼穴揚場迄」

と「真うつ穴山堰内通り」の現地比定である。前者はNから最初の揚場までの距離と思われるが、Nから230m先は地形図上では山間部に位置し、揚場が存在するか疑わしい。また、後者は真打堰の全長と仮定したが、GIS上での計測では図3の全長はおよそ1,250mとなり合致しない。いくつかの課題も残るが、真打堰が何度かの改修を経て現在に至っており、現在の構造がそのまま開削当初に遡るものではないことが絵図から明らかとなった。そして、絵図から開削当初までにも堰の改修は行われているはずであり、絵図の構造がそのまま開削時に遡るものでない可能性も考慮せねばならない。

2、史料にみる真打堰

真打堰について確認できる最も古い史料は、仙台藩で安永期に作成され、各村の基本的事項が記された「風土記御用書出」（以下、「安永風土記」）である。同史料で真打堰は、「端郷山谷 一 穴堰 壺つ 当村用水溜高式拾三貫百拾四文」⁽¹⁵⁾と記されている。溜高⁽¹⁶⁾だけでみると、五串村の用水堰では端郷本寺の「下り松堰」に次いで2番目に大きい堰である。

また、「安永風土記」と同じく安永期に作成された「代数有之御百姓書出」（以下、「代数百姓」）の結渡屋敷の項目には次の記載がみえる。

先祖 佐藤彦右衛門儀御境古人相勤当端郷山谷用水堰並に穴山堰御普請自分入料を以て仕指上且又結渡御林猫丁山御林御植立仕指上候に付御賞被成下候由申伝候へ共御書上取指不仕候間年月並に右品共に相知れ不申候⁽¹⁷⁾

先祖で「御境古人」を勤めた佐藤彦右衛門が、山谷用水堰と穴山堰の普請費用を負担し、御林の植立も行ったことから御賞を下されたが、年月については書上がなく不明と書かれている。「代数百姓」は寛永検地の名請人以来継続している百姓を書き上げたとされ⁽¹⁸⁾、佐藤彦右衛門も寛永18年（1641）検地帳で名請人であることが確認できる。「御境古人」は、藩境で境界の管理にあたる百姓身分の者とされるが⁽¹⁹⁾、山谷は磐井郡と胆沢郡の郡境であることから置かれていたのであろう。

次に、五串村の開発状況を窺う史料として検地帳を取り上げる。管見の限り五串村の検地帳は21冊を確認しているが⁽²⁰⁾、この内、元禄11年（1698）までの面積、貫高を一覧にしたものが表3である⁽²¹⁾。特筆すべき検地帳について言及しておく。寛永18年検地帳は、寛永17年（1640）に開始された仙台藩で唯一の領内総検地⁽²²⁾時のものである。名請人131名の中に、茂庭周防家中9名、茂庭周防足軽29名が含まれる。次に、万治2年（1659）新田検地野帳は、五串村分の冒頭に「茂庭周防分」と書かれており、名請人の屋敷名の前に

表3 五串村検地帳

	和暦	西暦	表題	全体				山谷屋敷分			
				田		畑		合計		田	
				面積(歩)	高(文)	面積(歩)	高(文)	面積(歩)	高(文)	面積(歩)	高(文)
1	寛永18年	1641	磐井郡西磐井之内五串村御検地帳	332366	131946	320907	22509	※1) 653369	※2) 154519	※3)	
2	万治2年	1659	西磐井之内猪岡村五串村新田御検地野帳	22278	7446	30597	1693	52875	9139		
3	寛文13年	1673	磐井郡西岩井五串村御検地帳	36581	12380	47937	3020	84518	15400	16761	5573
4	寛文13年	1673	磐井郡西岩井五串村新田御検地帳	10862	3726	46108	2820	56970	6546	1559	590
5	延宝9年	1681	磐井郡西岩井五串村新田御検地帳	4128	1224	31462	1555	35590	2779	361	107
6	貞享3年	1686	西岩井五串村新田御検地帳	4715	1277	20912	917	25627	2194	0	0
7	元禄4年	1691	五串村新田御検地帳	1971	628	16150	826	18121	1454	840	276
8	元禄6年	1693	西岩井五串村新田御検地帳	1222	356	220	8	1442	364	532	142
9	元禄8年	1695	西岩井五串村新田御検地帳	1251	380	1343	47	2594	427	0	0
10	元禄11年	1698	西岩井五串村新田御検地帳	3353	969	11427	450	14780	1419	2285	632

万治2年新田御検地野帳は厳美町本寺 佐藤幸蔵家文書を、その他は全て岩手県立図書館所蔵史料をもとに作成。
注) 万治2年新田御検地野帳は面積のみで高の記載がない。そのため、高は面積と斗代をもとに算出した(表4参照)。
延宝9年に田返・畑返検地帳(1冊1、いずれも岩手県立図書館所蔵)が遺存するが、本表の分析対象からは除いた。
※1) 田畑合計面積の他、菜畑面積96歩を含む。
※2) 田畑合計高の他、菜畑高64文を含む。
※3) 寛永18年と万治2年については山谷分の集計は省略した。

表4 万治2年五串村新田御検地野帳の内訳

字名	田		畑		屋敷		合計	
	筆数	面積(歩)	筆数	面積(歩)	筆数	面積(歩)	筆数	面積(歩)
市の原	2	360	12	3345	0	0	14	3705
いほ下	0	0	2	1575	0	0	2	1575
牛首戸	0	0	7	1057	0	0	7	1057
小川原	0	0	7	1889	0	0	7	1889
川原	0	0	4	352	0	0	4	352
中川沢	16	5351	17	1268	0	0	33	6619
ほり□い	1	74	0	0	0	0	1	74
本寺	7	1600	0	0	0	0	7	1600
本寺原	22	7081	21	7235	0	0	43	14316
まうつ	19	3491	27	2580	1	640	47	6711
山や	12	2392	4	473	1	432	17	3297
若井	11	1849	5	1143	1	416	17	3408
字不明	1	80	3	126 ※)	13 ※)	8066	17	8272
合計	91	22278	109	21043	16	9554	216	52875

	面積(歩)	高(文)	斗代
中田	3099	1343	130
下田	10234	3718	109
下々田	8945	2385	80
中畑	160	21	40
下畑	9693	646	20
下々畑	11190	373	10
中屋敷	1420	189	40
下屋敷	5796	386	20
下々屋敷	2338	78	10

万治2年「西磐井之内猪岡村五串村新田御検地野帳」(厳美町本寺 佐藤幸蔵家文書1)をもとに作成。本表作成にあたっては、國學院大學歴史地理学教室所蔵の史料写真を使用した。
注) 本検地帳は1筆毎の面積のみで、高の記載がない。そのため、高は面積と斗代をもとに算出した。
斗代は寛永18年五串村検地帳、寛文13年五串村新田御検地帳より推定。
※) 字不明の屋敷(13筆8066歩)について、名請人の屋敷名を字名と仮定すると次のような内訳となる。
市ノ原 1筆572歩、中川 1筆600歩、本寺 3筆1860歩、本寺原 2筆1162歩、まうつ 1筆448歩、まうつ原 4筆2808歩、山や 1筆616歩

「茂庭周防分」と記載される例も数ヶ所確認できる。同検地帳に記載されている字名は表4に示した通りであるが、開発面積の大きい中川沢、本寺原、まうつ、山や、若井は全て五串村の端郷山谷と本寺に含まれる地域である。また、屋敷名の記載が、他の検地帳では〇〇屋敷と記載され、新百姓の場合には〇〇屋敷新百姓、もしくは新百姓〇〇屋敷と記載されるのとは異なり、中川新百姓屋敷、本寺百姓屋敷等、地区名+ (新) 百姓屋敷と表記される。屋敷名に付された地区名は、中川、本寺、本寺原、若井、若井原、市ノ原、まうつ、まうつ原、山谷、山谷内、山谷原であり⁽²³⁾、これらも五串村の端郷山谷と本寺に含まれる地域である⁽²⁴⁾。

寛文13年(1673)は、新田検地帳と、表題に「新田」と付かない検地帳の2つが存在する。仙台藩では、寛永検地以後は基本的に新田検地帳のみが作成されるといわれるが⁽²⁵⁾、

旧伊達宗勝一関藩領では、寛文13年に一村が再検地された検地帳が遺存しており、宗勝の失脚と同藩の廃藩に伴うものである可能性が従来から指摘されていた⁽²⁶⁾。この点について筆者はさらに、宗勝領全てに寛文13年検地が実施されているのではないこと、寛文13年検地が実施された場合、これが寛永検地帳に変わる村の基礎帳簿となるため、寛永検地帳が残らないこと等を指摘した⁽²⁷⁾。これに照らすと、五串村では寛永18年検地帳と、寛文13年検地帳の両方が遺存する点で特異である。併存しないはずの両年代の検地帳が遺存する理由として、寛文13年検地帳に記載された耕地が、寛永18年検地帳の面積・高よりも少なく一村再検地ではないこと。そして、寛文13年検地帳に記された耕地全てに「本新田」と注記されている点があげられる。「本新田」は、一村再検地が行われた際に、それまでの新田検地帳に記された耕地（「新田」）を「本地」に更新するものと指摘した⁽²⁸⁾。五串村の寛文13年新田検地帳では、1筆毎に「寛文○年起」の記載があり、同検地帳は寛文2～13年に開発された新田を記載したものである。従って、寛文13年検地帳には、寛永検地以後寛文元年までに開発された新田が記載され、これらが「本地」に更新されたことになる。万治2年新田検地野帳に記載された耕地は、全て寛文13年検地帳に記載されねばならないが、地名で照合していくと、面積や高が一致しない耕地が多く、記載されていない可能性が高い。この点は課題として残るが、考えられる可能性として、万治2年の新田検地帳が野帳であることを指摘しておく。万治2年新田検地野帳を除けば、寛永検地以後寛文元年までの新田検地帳は管見の限り遺存しておらず、それは寛文13年検地帳に全て記載され、「新田」から「本地」に更新されたためとの解釈は通る。寛文13年検地帳について本稿では、寛永検地以後寛文元年までの「新田」を全て記載したものとして以下考察を進める。

真打堰の考察を進めるにあたり、検地帳から山谷分の耕地の抽出を行った（表3）。山谷に属する屋敷が必ずしも山谷にのみ耕地を保有するとは限らないが、検地帳に記された地名の現地比定が困難なため、屋敷名で山谷と判断した名請人の耕地面積と持高を集計し、山谷分とした。この結果、山谷の開発高が最も大きいのは寛文13年検地帳であり、山谷地区の開発の画期は寛永検地以後寛文元年（1661）までといえる。

この他、山谷地区に関わることで特筆すべき点として次の2点をあげておく。

寛文初年の伊達宗勝一関藩分藩時の藩領確定の際には、真打川および衣川周辺が争点となった⁽²⁹⁾。このとき、宗勝は衣川全域を領地に組み込もうとしたが認められず、衣川は川の中央を境界とするに至った。寛文4年（1664）「伊達兵部大輔知行地境目絵図」（仙台市博物館所蔵）では、衣川の上流部に「まうつ川」の名称がみえ、川の中央に境界線がひかれている⁽³⁰⁾。

貞享3年(1686)には、「山谷真うつ」で給人国分氏が野谷地拝領と開発を企図している旨の史料が残されており⁽³¹⁾、山谷地区が給人の野谷地拝領と新田開発に関わる場所になっていることが確認できる⁽³²⁾。

3、真打堰の開削とその背景—むすびに代えて

本章では真打堰の開削時期および開削の背景について検討していく。

開削時期については、前章で述べたように山谷の開発高が大きいのが寛永検地以後寛文元年(1661)であり、真打堰もこの時期に開削された可能性が高い。山谷用水堰、穴山堰の開削に関わった結渡屋敷の佐藤彦右衛門が寛永18年(1641)検地帳の名請人であり、時的にも矛盾しない。彦右衛門は、寛文13年(1673)新田検地帳にも名請人として名前がみえ、延宝元年(1673)開削説とも年代的には矛盾しない。しかし、山谷の開発のピークが寛文元年までであることを重視すれば、この背景に真打堰の開削があったと考えるのが妥当ではないだろうか。

次に真打堰開削の背景について考察していく。まず、寛永18年検地帳及び万治2年(1659)新田検地野帳に名前のみえる茂庭周防であるが、茂庭氏は天正19年(1591)に柴田郡沼辺村から西磐井郡赤荻に移り、慶長8年(1603)に赤荻から松山に転封したとされる⁽³³⁾。同年の茂庭氏の知行高で赤荻村は外れているが、西磐井郡之内五串村、猪岡村、高館村は含まれており、転封後も五串村に所領を有していた。このような分散した知行地の状態は、寛永検地以後には松山に集中するという。実際に寛永21年(1644)の黒印状に記された知行地には西磐井郡の3ヶ村は除かれている。寛永検地帳の名請人に、茂庭氏の家中・足軽の記載がみえるのは、五串村に茂庭氏の知行地があった段階であるが、万治2年新田検地野帳の時には五串村は知行地から外れている。従って、同検地帳にみえる「茂庭周防分」の記載は、この年に茂庭氏の知行地があったというより、かつて茂庭氏の知行地であったことを意味しているのではないだろうか。

ところで、茂庭氏の家中・足軽については、「代数百姓」の佐藤屋敷に次の記載がある。

右長左衛門儀先祖佐藤但馬儀茂庭周防様御家中の由に候処何年の頃に候哉当村へ引移り寛永十八年御竿答仕候以来引続き当村に住居仕候由申伝候(後略)⁽³⁴⁾

佐藤屋敷の先祖佐藤但馬が茂庭周防の家中であり、いつの頃か五串村に移り住み、寛永18年の検地で御竿答(名請人)となり、それ以来続く家であるという。寛永18年検地帳を確認すると、名請人に茂庭周防家中として佐藤但馬の名前がみえる。また、「代数百姓」に茂庭氏の家中である旨の由緒はみえないが、上野屋敷の初代安部源右衛門は、寛永18年検

表5 茂庭周防家中・足軽と屋敷名

寛永18年検地帳		安永風土記	
1	茂庭周防足軽組頭 隼人		
2	茂庭周防足軽 彦八郎		
3	茂庭周防家中 松岡弥兵衛		
4	茂庭周防家中 熊谷□右衛門		
5	茂庭周防家中 熊谷三右衛門	本郷	三右衛門屋敷
6	茂庭周防家中 上野九右衛門	本郷	九右衛門屋敷
7	茂庭周防家中 千葉七左衛門		
8	茂庭周防家中 本寺十郎左衛門		
9	茂庭周防家中 佐藤但馬	端郷	佐藤屋敷 ※1)
10	茂庭周防家中 安部□作		
11	茂庭周防家中 安部源右衛門		
12	茂庭周防足軽 清藏		
13	茂庭周防足軽 孫右衛門		
14	茂庭周防足軽 長次郎		
15	茂庭周防足軽 源介		
16	茂庭周防足軽 六郎左衛門		
17	茂庭周防足軽 清八	端郷	清八屋敷
18	茂庭周防足軽 十右衛門		
19	茂庭周防足軽 □九郎		
20	茂庭周防足軽 新左衛門		
21	茂庭周防足軽 刑部		
22	茂庭周防足軽 □十郎		
23	茂庭周防足軽 太兵衛		
24	茂庭周防足軽 源十郎		
25	茂庭周防足軽 小一郎		※2)
26	茂庭周防足軽 平十郎		
27	茂庭周防足軽 助左衛門	端郷	助左衛門屋敷
28	茂庭周防足軽 平左衛門	端郷	平左衛門屋敷
29	茂庭周防足軽 弥藏		
30	茂庭周防足軽 □□丞		
31	茂庭周防足軽 久作		
32	茂庭周防足軽 清次郎		
33	茂庭周防足軽 源次郎		
34	茂庭周防足軽 左馬助	端郷	左馬助屋敷
35	茂庭周防足軽 三四郎		
36	茂庭周防足軽 三次郎		
37	茂庭周防足軽 惣右衛門		
38	茂庭周防足軽 佐藤右衛門		
		本郷	平四郎屋敷
		端郷	彦市屋敷
		端郷	長十郎屋敷

「寛永18年検地帳」は岩手県立図書館所蔵史料を、「安永風土記」は安永4年「風土記御用書出(写)」(一関市史編纂委員会編『一関市史』第7巻資料編(Ⅱ)、一関市、1977年)をもとに作成。

注) 判読できない文字は□とした。

※1) 「代数有之御百姓書出(写)」(一関市史編纂委員会編『一関市史』第7巻資料編(Ⅱ)、一関市、1977年)で、佐藤屋敷の先祖の名前に佐藤但馬とある。

※2) 元禄4年新田検地帳の名請人に「小市郎屋敷」の屋敷名がでる。

る。

さらに、万治2年新田検地野帳で新百姓が多い点や、他の年次の検地帳と異なる屋敷名の表記がされていたのは、茂庭氏の家中・足軽が帰農した直後の状態で、固有の屋敷名が

地帳で「茂庭周防家中」と記載されている人物であろう。五串村の「代数百姓」と、寛永検地帳の名請人を対照した結果、茂庭氏の家中ないしは足軽とつながるのは佐藤屋敷と上野屋敷の2例のみであったが、茂庭氏の家中で、五串村に帰農した者がいたことが明らかとなる。

他にも帰農した家中・足軽がいた可能性を示唆するのが、「安永風土記」の屋敷名の項目で、人名が屋敷名となっている例が散見されることである。「安永風土記」で人名が屋敷名になっているものは10あり、寛永18年検地帳で名請人となっている茂庭氏家中・足軽の名前を対照したところ、この内7つが一致した(表5)。さらに、この7つの屋敷名は寛永18年検地帳の名請人にはみえない。同検地帳は総検地であり、耕地を保有する屋敷は全て記載されていることを踏まえれば、この7つの屋敷は、寛永検地以後に茂庭氏の家中・足軽で帰農した者が、先祖ないしは本人の名前を屋敷名にした可能性が考えられるのである。

定まっていなかったために付けられたと考えられないだろうか。

このように解釈するならば、万治2年新田検地野帳は、茂庭氏の家中・足軽が、本寺の周縁部や、山谷地区の新田開発に従事し、土地を名請けし、帰農した過程を示すものと位置づけられる。寛永検地以後寛文元年までの開発も、彼らを中心に山谷周辺で開発が行われた可能性が考えられる。五串村の内、端郷本寺は中世の骨寺村以来の開発の歴史を有しており⁽³⁵⁾、給人の野谷地拝領による新規の開発が可能であったのは、本寺の周縁部もしくは山谷にしか残されていなかっただろう。貞享3年(1686)の国分氏の野谷地拝領の例でも、この時期には山谷の中心部は開発が進行しており、開発の余地があったのは山谷の周縁部のみであったのだろう。そして、山谷での給人の開発を裏付けられるのが、文政9年(1826)の「西岩井御給人様御知行高并一ノ関御知行□田畑高 奥七郡田畑高人頭小人高書上帳手控帳」⁽³⁶⁾に記載された給人高である。同史料の「西岩井村々御給人様御知行」の項目には村々の給人とその高が記されており、五串村の項目で成田吉左衛門分4貫400文が記載されている他、山谷の項目もあり、斉藤三郎太夫分3貫文、小山長右衛門分4貫400文が記載されている。「安永風土記」で五串村の御給所は11貫96文とあり、文政9年の五串村の給人高合計11貫800文と近似する。給人構成に変化がなければ、五串村の給人分高の半数以上が山谷の耕地ということになる。

真打堰の開削も、茂庭氏家中・足軽による開発の中で行われた可能性が指摘できる。また、同堰の開削に「御境古人」である佐藤彦右衛門が関与したとの伝承は蓋然性が高い。現在も、真打川付近には一関市と奥州市の境界があり、「真打堰絵図」でも地名の記載から上衣川と五串の境界付近であることがわかる。さらに、伊達宗勝一関藩の境界設定の際にも真打川の中央が境界となった。真打堰開削時点での境界位置は明らかでないが、郡境の近くに位置することから、同堰開削に際して、境界の管理にあたる「御境古人」が関係したのであろう。

磐井川周辺には、真打堰の他にも、磐井川を水源として平泉方面までを灌漑する照井堰と、同川右岸を灌漑する大江堰があり、いずれも用水隧道を擁する。両堰は中世の開削伝承を持つが、真打堰と同様、その開削の実態については明らかでない点が多い。筆者は大江堰について近世前期に伊達宗勝の関与があった可能性を指摘したが⁽³⁷⁾、照井堰を含めた磐井川流域全体の開発史について論証するに至っていない。真打堰の開削時期ならびに背景を検討することは、一つの端緒となるものであり、本稿の分析結果を踏まえ、さらなる検討を続けたい。

註

- (1) 「小特集 水土文化遺産」『農業土木学会誌』第73巻第1号（通巻638号）、2005年。
- (2) 山口啓二「用水開鑿と鉱山技術—秋田県二ツ井町岩堰用水の場合—」（同『幕藩制成立史の研究』校倉書房、1974年。初出は三浦一郎・山口啓二「近世における用水開鑿と鉱山技術—秋田県二ツ井町岩堰用水の場合—」『水利科学』第4巻第2号、1960年）。斎藤洋一「近世用水技術史」（Ⅱ）『歴史と地理』第364号 日本史の研究（131）、1985年等。
- (3) 高倉淳『仙台領の潜り穴』（今野印刷、2002年）。同「潜穴造成年代考」『仙台郷土研究』復刊第22巻第1号（通巻254号）、1997年。
- (4) 仙台藩の新田開発については①近世村落研究会編『仙台藩農政の研究』（日本学術振興会、1958年）。②宮城県著、宮城県史編纂委員会編『宮城県史』2（近世史）（宮城県史刊行会、1966年）。③檜山和民「藩政確立期の新田開発—仙台藩の場合—」『書陵部紀要』第19号、1967年による。
- (5) 前掲註（4）②。
- (6) 前掲註（4）①。
- (7) 前掲註（4）③。
- (8) 一関市史編纂委員会編『一関市史』第2巻各説Ⅰ（一関市、1978年）。
- (9) 國學院大學歴史地理学教室所蔵。古書市場に出ていたものを偶々見つけ、2020年に同教室が購入した。
- (10) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第14巻（吉川弘文館、1993年）。
- (11) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第1巻（吉川弘文館、1979年）。
- (12) 絵図史料は、後に当初の目的とは別の目的で再利用されることもあるという（吉田敏弘「中世地図史料と絵図」『今日の古文学書』第3巻中世、雄山閣、2000年）。「当^(ママ) 膳ヶ所」を示す朱線（図2では点線で表記）が後筆か否かを判断するため、原本で彩色の先後関係を確認した。しかし、朱線が他の彩色の上に描かれていると判断できない部分もあり、この点については可能性を指摘するに留める。
- (13) 巖美町山谷 佐藤達家文書37。文書番号は一関市博物館の目録による。
- (14) 復原作業はGIS上で行った。
- (15) 一関市史編纂委員会編『一関市史』第7巻資料編（Ⅱ）（一関市、1977年）199頁。
- (16) 「その水利施設が灌漑する耕地の生産高」（仙台市史編さん委員会編『仙台市史』通史編3近世1、仙台市、2001年、245頁）と説明される。
- (17) 前掲註（15）、206頁。
- (18) 「風土記御用書出雛形」（宮城県著、宮城県史編纂委員会編『宮城県史』28（資料編6）、宮城県史

刊行会、1961年)。

- (19) 北上市編『北上の歴史』(北上市史刊行会、1987年)。『金ヶ崎町史』2 近世(岩手県金ヶ崎町、2006年)。
- (20) 年未詳「明屋敷御検地帳」1冊(岩手県立図書館所蔵)を含む。同検地帳には、「茂庭周防足軽屋敷」と注記された屋敷が含まれる。
- (21) これ以後、田畑の合計貫高が500文以上の開発があるのは、文政期の「山谷新田開発御検地帳」と「本寺新田開発御検地帳」の2冊(いずれも岩手県立図書館所蔵)のみである。両冊の田畑合計高は、前者が2貫197文、後者が4貫554文である。いずれも水田高が9割以上を占めることから、山谷と本寺で水利関係に何らかの変化があった時期と考えられる。
- (22) 前掲註(4)①②。
- (23) この他、長太屋敷、小川原新百姓屋敷、火口屋敷(各1軒)がある。
- (24) 万治2年新田検地野帳は五串村端郷本寺に所在する佐藤幸藏家所蔵の文書であり、同家には端郷分のみを記した検地帳が残された可能性がある。五串村本郷には同年の本郷分の検地帳が存在する可能性も否定できない。
- (25) 前掲註(4)①②。
- (26) 柴田町史編さん委員会編『柴田町史』資料編Ⅱ(柴田町、1986年)。鈴木幸彦「一関藩(田村氏)の基礎的考察(その2)―地方知行と面扶持をめぐる―」『岩手県立博物館研究報告』第5号、1987年。なお、寛永検地後に一村が再検地された例として、旧伊達宗勝一関藩の他にも、寛文7年(1667)桃生郡矢本村検地帳(矢本町史編纂委員会編『矢本町史』第2巻、矢本町、1974年)、寛文12年(1672)柴田郡舟岡村検地帳(柴田町史編さん委員会編『柴田郡舟岡村検地帳』柴田町史資料第2集、柴田町史編さん委員会、1978年)の例などがある。
- (27) 稲松朋子「旧伊達宗勝一関藩領村落における寛文一三年検地帳の分析―西磐井郡下黒沢村の事例を中心に―」『国史学』第222号、2017年。
- (28) 前掲註(27)。
- (29) 以下、同論争については蝦名裕一「仙台藩における内分大名の成立―一関藩と岩沼藩を事例に」『東北アジア研究』15号、2011年による。
- (30) 前掲註(29)掲載のトレース図による。
- (31) 巖美町本寺 イワジタ鈴木家文書95。
- (32) この他、給人が関わっていると思われる例として、元禄8年新田検地帳の名請人が全て「増沢右衛門下中 勘三郎」となっている例がある。同検地帳の地名から保有耕地の場所を特定することは困難であるが、全39筆中24筆を占める「十貫木」の地名が含まれていることが注目される。享保11年(1726)の山谷除屋敷検地帳(岩手県立図書館所蔵)の名請人に「御竿答拾貫木 次太郎」とあり、字名も全

て「拾貫木」であることから、「十（拾）貫木」の地名は山谷のものである可能性が高い。元禄8年新田検地帳には、全ての耕地に「元禄三年春野谷地渡」の記載があり、元禄期に山谷で給人の開発が行われた可能性も考えられる。

(33) 松山町史編纂委員会編『松山町史』（宮城県志田郡松山町、1980年）。以下、茂庭氏の動向については同書による。

(34) 前掲註（15）、205頁。

(35) 伊藤信「辺境在家の成立—中尊寺領陸奥国骨寺村について—」『歴史』第15輯、1957年。大石直正「中尊寺領骨寺村の成立」『東北学院大学東北文化研究所紀要』第15号、1984年。吉田敏弘「骨寺村絵図の地域像」葛川絵図研究会編『絵図のコスモロジー』下巻（地人書房、1989年）等。

(36) 巖美町山谷 佐藤達家文書38。

(37) 稲松朋子「磐井川流域における開発の進展と用水路景観」（「例会報告要旨（12月例会）」）『国史学』第216号、2015年。

付記

現地調査および史料調査にあたり、巖美町山谷の佐藤達氏にご教示賜りました。心より御礼申し上げます。